

学生の海外留学に関する取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、神奈川大学学則第45条第5項及び神奈川大学大学院学則第37条第4項に基づき、神奈川大学及び神奈川大学大学院（以下「本学」という。）学生の海外留学に関する取り扱いについて定める。

（留学の定義）

第2条 この規程で留学とは、修学（語学研修を含む。以下同じ。）又は研究のため、本学の許可を得て、外国の大学、短期大学、大学院又はそれらに相当する教育機関（以下「大学等」という。）で6ヵ月以上にわたり正規の授業を受け又は研究に従事することをいう。

（留学の資格）

第3条 留学できる者は、留学目的が明確で、かつ留学計画が周到である者とする。

（出願・許可手続）

第4条 留学しようとする者は、あらかじめ留学先の大学等の入学許可証又は受け入れ承諾書を添付し、所定の様式により、願い出て、学部学生は在学する学部の教授会、大学院学生は在学する研究科の委員会の議を経て、本学の許可を受けなければならない。

（留学期間）

第5条 在学中に留学できる期間は、学部学生は2年以内、大学院学生は1年以内とする。ただし、大学院学生に限り、特別な理由がある場合は、申請により期間延長を許可することができる。

（履修登録の取扱）

第6条 本学における履修登録の取り扱いについては、可能な限り通算して単位を修得できるよう配慮するものとする。

（留学許可の取消）

第7条 次の各号の一に該当する者については、学部学生は在学する学部の教授会、大学院学生は在学する研究科の委員会の議を経て前条に定める登録を含め、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 本学の許可なく留学中に留学先の大学等を変更した者
- (2) 留学先の大学等における研究又は修学を怠った者
- (3) 本学又は留学先の大学等の学則及びこれに係わる取扱規程に違反した者
- (4) 本学又は留学先の大学等の学生の身分を失った者
- (5) その他学生としての本分に反した者

（事務の所管）

第8条 学生の海外留学に関する事務は国際センターが所管する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月6日から施行し、平成14年12月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。